

## 第7章 計画の推進及び進捗管理

### 7.1 計画の推進体制

環境基本計画、区域施策編、事務事業編のいずれにおいても、計画の達成には持続可能な推進体制の構築が不可欠となります。

#### (1) 環境基本計画

計画の推進にあたっては、市、市民、事業者及び民間団体それぞれが、それぞれの役割を認識し、協働（パートナーシップ）による取組の推進を図っていくため、以下のような体制づくりを進めます。取組の実行を図る市、市民、事業者、民間団体等の各主体が、それぞれ自立し、対等な立場のもとでパートナーシップ（協働）による取組を推進していくことによって、本計画の実効性を高めるとともに、持続的・効果的な推進を図ります。

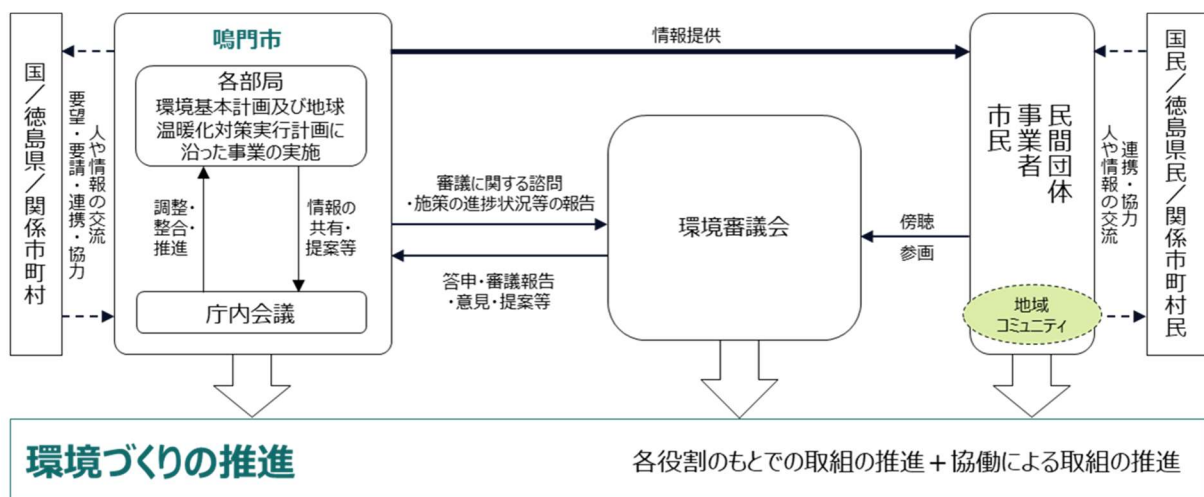


図 7.1 鳴門市環境基本計画の推進体制

#### (2) 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

「脱炭素社会の実現」に向け、地球温暖化対策を着実に推進するためには、市民、事業者、行政が目標を共有し、連携・協働していくことが重要です。事業者や学識経験者等で構成される「鳴門市再エネ導入戦略検討協議会」に対策の実施状況、成果、課題などについて報告や意見聴取を行い、地球温暖化対策に係る最新の情報を共有しながら進捗管理を行い、効果的に施策を推進します。

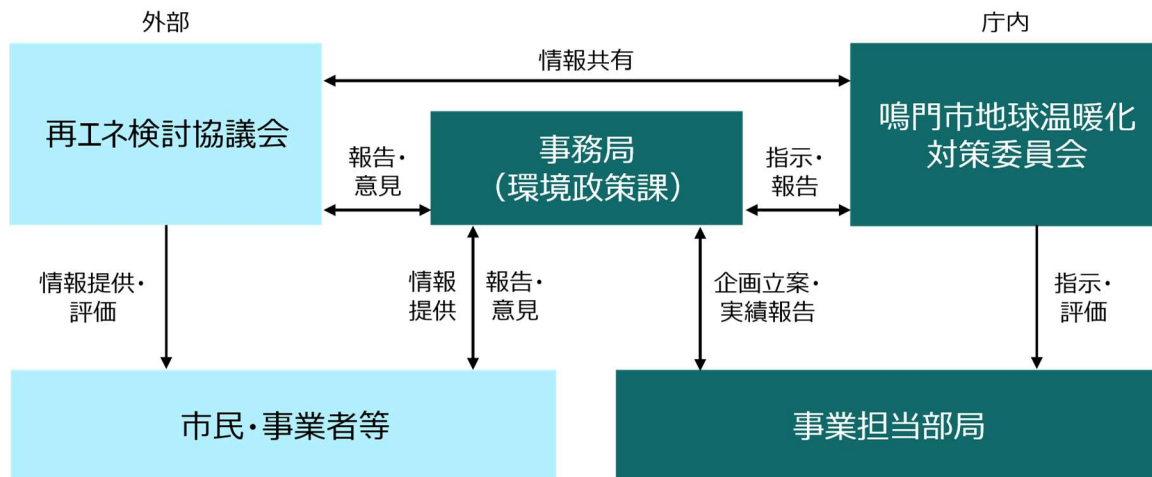


図 7.2 鳴門市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進体制

(3) 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

庁内組織である「鳴門市地球温暖化対策委員会」において、計画の進捗状況について点検、評価し、その後の取組方針について、委員会の下部組織である「鳴門市地球温暖化対策委員会推進会議」に指示を行い、推進会議において具体的な取組を検討します。また、各所属における取組の推進・点検等、率先行動の責任者として「エコ推進員」を配置します。

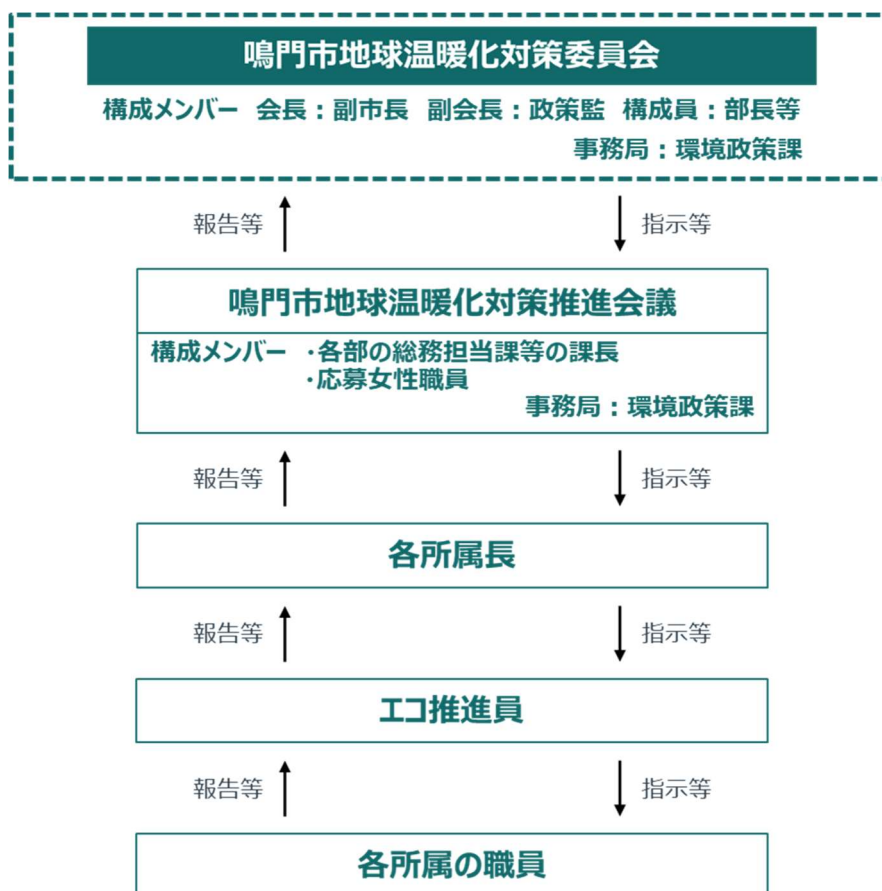


図 7.3 鳴門市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進体制

## 7.2 計画の進捗管理

取組を“持続可能”とし、計画の実効性を高めるため、また計画を円滑かつ効果的に進めるため、計画を進行管理する仕組みが必要です。本計画に基づく施策の進捗状況や、目標の達成状況を定期的に把握・評価し、施策や目標、さらには必要に応じて計画内容の見直しを行いながら PDCA サイクルを回すことによって、継続的に取組が推進される仕組みづくりを行います。

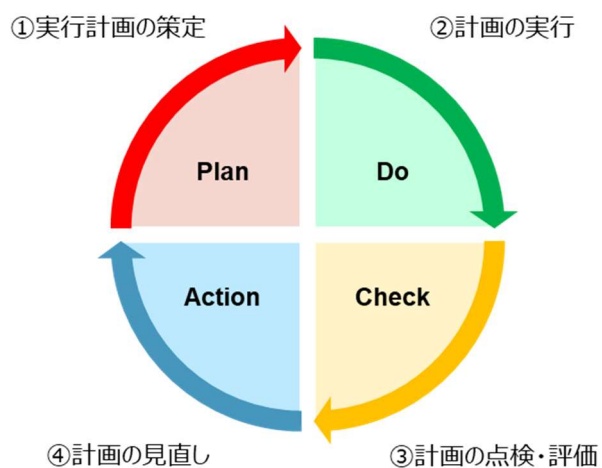


図 7.4 計画の進捗管理方法